

新潟市下水道施設特定薬品の調達に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、本市の下水道施設において、下水道施設の機能維持及び運用を確保するために必要な薬品の調達に関して必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第2条 この要綱の対象となる薬品は、性質または最大貯蔵量等の理由により次亜塩素酸ナトリウム、塩化第二鉄及び消石灰とする。

（契約の時期）

第3条 契約は、会計年度独立の原則に則り行うものとする。ただし、業務の連続性等により新年度開始後速やかに契約を締結する必要があるものは、新年度予算の議会提案後に限り、その準備行為を行うことができる。

（その他）

第4条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。